

社会福祉法人プレイズザロード概要

(2017年6月1日現在)

1 理念・目標

保育理念 キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する。

保育目標 聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる。

2 理事長・評議員・役員

理事長 森田 友明

評議員 川田 利知子 樽見 美和子 山口 聡 吉村 哲

理事 大澤 英夫 北村 富美代 佐藤 研司 森田 友明 森田 恵

監事 佐々木 繁 花松 行雄

3 2017年度事業計画 事業計画書(2頁)

4 2016年度事業報告 事業報告書(3頁)

5 苦情への対応

苦情解決責任者 森田 恵 園長

苦情受付担当者 越後屋 浩美 主任

第三者委員 村上 頼子 滝沢市発達相談専門員 TEL&FAX 019-625-2010

大澤 諄子 特定社会保険労務士・産業カウンセラー

TEL 019-623-0840 FAX 019-643-3837

6 法人規則

定款関係 社会福祉法人プレイズザロード定款(9頁)

経理関係 役員費用弁償に関する規則(13頁)

保育活動関係 ハレルヤ保育園苦情解決実施要項(14頁)

7 自己点検評価等

2008年12月 8日 ハレルヤ保育園将来構想(16頁)

2011年10月21日 ハレルヤ保育園保育課程自己点検自己評価(18頁)

8 現況報告書(32頁)

社会福祉法人プレイズザロード2017年度事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地 社会福祉法人プレイズザロードハレルヤ保育園
岩手県滝沢市葉の木沢山 555-5 電話&FAX 019 - 688-6773
- 2 事業年度 2016年4月1日～2017年3月31日
- 3 施設の種別 児童福祉施設（保育所）
児童福祉法第35条4項の規定に基づく
- 4 事業の目的 産休明け乳児から就学前の乳幼児を対象として、勤労家庭の育児支援を行う。また、園児の発達課題に合った保育を行い、保護者と情報を交換しつつ、子の発達を支援する。

5 保育施設

- (1) 敷地面積 1260.02平方メートル
- (2) 建物①の面積 1階 297.79平方メートル
2階 111.79平方メートル
- (3) 建物②の面積 182.18平方メートル
- (4) 建物の構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (5) 上記の建物以外に103.68平方メートルのホールを常時借用
- (6) 屋外遊技場 421.64平方メートル

6 定員 60名

年齢	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上
定員	6人	14人	12人	28人

7 職員数

職種	園長	主任 保育士	保育士	保育補 助員	看護師	栄養士	調理員	事務長	嘱託医	計
人数	1	1	15 (非常勤4)	2	1 (非常勤)	1	3	1	2	27

8 保育理念

『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する。』

9 保育目標

『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる。』

- 10 保育内容
- ・毎週1度礼拝をおこない、園長が聖書のお話をし、職員は交代で礼拝をリードする。
 - ・保護者に対して、育児の方法や情報を提供し、育児支援を行う。
 - ・モンテッソーリ教育を取り入れ、子どもが自ら選び、育っていけるように環境を整える。
 - ・2,3歳児の小さい縦割り、4,5歳児の大きい縦割りと分けて、発達のダ付ミクスに合わせて保育を行い、多様な人間関係を体験し、他の人を受け入れられる人格の素地を育む。
 - ・3歳児以上クラスは、毎月2回英語教室、毎月4回プール教室に参加する。
 - ・疾病予防、体力増強、心身の健康維持に繋がる保育を行う。

- 11 保育時間 午前7時から午後7時

- 12 事業内容 保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業

2017年度社会福祉法人プレイズザロード事業報告書

I はじめに

ハレルヤ保育園は、その理念と目標に『キリスト教精神』『聖書』を掲げている。時代の変化や時の流れに影響されない、聖書に基づいた確固たる善悪の基準をもって「子どもの最善の利益」を迫及する保育を行っている。当園の掲げる目標達成のための実践が、「聖書教育」「モンテッソーリ教育」「運動教育」の3本柱である。この3分野は、それぞれが相互に重複し、補完している。現場における、各分野の理解と実践力を高めるために、当園では毎年、園内研修の内容を工夫して行っている。3分野についての当園の取り組みと園内研修は、以下である。

「聖書教育」は、月ごとに、御言葉(聖書の言葉)と賛美を決め、子ども達は、礼拝、朝の会、帰りの会に読み、歌ったりしている。毎日の積み重ねとともに、言葉を覚える敏感期にある子どもたちは、驚くほどの記憶力を発揮しており、それは、毎年度1月から3月に聖書教育のイベントとして行う「みことばとさんびのスタンプラリー」において顕著である。子どもたちが喜んで身に付けた御言葉や賛美が、卒園後も子どもの生涯を導き照らしていくことを願うものである。職員に対する「聖書教育」を、園内研修として、どのように組み込んでいくかは、今後の課題である。

「モンテッソーリ教育」は、2016年度初めて「ハレルヤ保育園認定モンテッソーリ教育教師資格試験」を行い、4名の合格者を得た。2014年度の「モンテッソーリ教育理論講義、提示」、2015年度の「モンテッソーリ教育基本提示の確認」、2016年度の「モンテッソーリ教育の現場実践、教師資格試験」。これを3年周期の当園のキャリアアップ計画にのせ、今後とも取り組んでいく。

「運動教育」は、リズム体操、マラソンなどを各クラスで取り組んでいる。幼児期の運動については、研修会などで学ぶ機会があるため、職員を積極的に参加させ、最新の情報を得るようにしている。

昨今の保育士不足は、求人の応募者が来ないことなど、本園においても深刻である。本園の対策は、今いる保育士が、働き続けたい職場、働き続けられる職場となることだと思っている。今後も職員と密に情報交換し、専門職に従事することを通しての自己実現の場であり、また家族や自分を大切にできる時間をもてる職場を目指していきたい。

II 社会福祉法人プレイズザロード

II-1 法人の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人プレイズザロード |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 岩手県滝沢市葉の木沢山 555 番地 5
TEL&FAX 019 - 688 - 6773 |
| (3) 認可年月日(認可番号) | 2008年3月26日(岩手県指令児第1008号) |
| (4) 設立登記年月日 | 2008年4月1日 |
| (5) 法人の行う事業 | 第二種社会福祉事業 |
| 保育所の経営 | 利用定員 60人
(事業開始年月日 2008年4月1日) |
| 事業の目的 | 産休明け乳児から就学前の乳幼児を対象として、勤労家庭の育児支援を行う。
また、園児の発達課題に合った保育を行い、保護者と情報を交換しつつ、子どもの発達を支援する。 |
| (6) 法人設立の経過 | |
| 2008年3月26日 | 社会福祉法人プレイズザロード認可(岩手県指令児第1088号) |
| 2008年4月1日 | 児童福祉施設ハレルヤ保育園設置認可(岩手県指令児第2号)
社会福祉法人プレイズザロード法人設立登記 |
| 2008年4月7日 | 第1回理事会開催(定款・諸規則制定、理事・理事長・監事選任、基本財産担保提供、
運転資金の贈与) |
| 2008年6月18日 | 社会福祉法人プレイズザロード設立官報公告 |

II-2 法人の運営

II-2-1 役員等の状況

定款上の定数(理事: 6人、監事: 2人)

役職	氏名	職業	役員の資格等(該当する欄に○)					現任期
			学識経験者	地域福祉関係者	施設長等	その他	財務	
理事長	森田 友明	医師		○				2016.4.1 ~2017.6.9
理事	大澤 英夫	税理士・行政書士	○					〃
〃	川田利和子	学校教諭	○					2016.4.1 ~2017.3.31
〃	佐藤 研司	無職	○					2016.4.1 ~2017.6.9
〃	北村富美代	幼稚園主任	○					〃
〃	森田 恵	保育園園長			○			〃
監事	花松 行雄	社会福祉法人職員		○				〃
〃	佐々木 繁	無職					○	〃

(注) 役員を選任は、専門性を重視し、幅広く人選することを基本として行った。

II-2-2 理事会の開催状況

開催年月日	出席者数 /総数	議 題	欠席者氏名	監事出席の有無 (出席者氏名)
2016. 5.20	6/6	[報告事項] 1 ハレルヤ保育園の活動状況について [審議事項] 1 社会福祉法人プレイズザロード定款の一部改正について 2 給与改定及び職員給与規則の一部を改正する規則の制定について 3 2015年度事業報告について 4 2015年度決算について 5 監事監査結果について 6 2016年度第1次補正予算について [その他] 1 2016年度職員人事について 2 次回理事会の開催について	無	佐々木 繁
2016.11.18	6/6	[報告事項] 1 ハレルヤ保育園の活動状況について 2 会計状況について 3 出納調査結果について [審議事項] 1 社会福祉法人プレイズザロード定款の一部改正について 2 2016年度第2次補正予算について 3 保育園移転計画及び設計管理委託選考について 4 2017年度事業計画の方針について [その他] 1 2016年度職員人事について 2 社会福祉法人改革について	無	花松 行雄 佐々木 繁

		3 次回理事会の開催について		
2017. 2.17	6/6	<p>[報告事項]</p> <p>1 2016年度児童福祉施設指導監査の実施結果について</p> <p>2 ハレルヤ保育園の保育活動について</p> <p>3 会計状況について</p> <p>[審議事項]</p> <p>1 給与改定及び職員給与規則等の一部を改正する規則の制定について</p> <p>2 ハレルヤ保育園移転新築実施設計・工事管理業務入札結果について</p> <p>3 評議員選任・解任委員の選任について</p> <p>4 評議員選任候補者について</p> <p>5 2016年度第3次補正予算について</p> <p>6 2017年度事業計画について</p> <p>7 2017年度予算案について</p> <p>8 保育園新築移転工事の業者選考について</p> <p>9 保育園移転後旧建物の譲渡について</p> <p>[その他]</p> <p>1 2017年度職員人事について</p> <p>2 次回理事会の開催について</p>	無	花松 行雄 佐々木 繁

II-2-3 監査の状況

(1) 監事監査の実施状況

監査日時	監査実施者名	監査結果の内容及び指示・指摘事項	改善状況	今後の改善計画
2016. 5.12 9:30～ 11:30	佐々木 繁 花松 行雄	<p>(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していることを認めます。</p> <p>(2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>(3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していることを認めます。</p> <p>(4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。</p>		
2016.10.28 9:30～ 11:30	佐々木 繁 花松 行雄	2015年度出納調査の結果は、全てについて適正に処理されている。		

(注) なお、2016年度の決算に伴う監事監査は、2017年5月10日(水)に実施した。

(2) 自主的内部点検の実施状況

本法人及びハレルヤ保育園に係る経理処理は、会計責任者であるハレルヤ保育園園長と、出納職員である事務長で行われており、このように小規模組織であるため内部監査が行える体制ではないことから実施していない。このことから内部監査に代わって、外部の会計事務所(株)大沢会計&人事コンサルタンツ)から毎月1回来園し、適正に会計処理が行われているかどうかの確認が半日を要して行われている。

II-3 資産（土地・建物）等の状況

区分	所在地	地目、構造及び用途	面積(㎡)	取得(建設)年月日
1 基本財産 (1) 土地 (2) 建物	岩手県滝沢市葉の木沢山 555-6、555-5 同555-7、555-6	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	409.58	1995.8.20
			182.18	2005.6.27
2 借地	岩手県滝沢市葉の木沢山555-5 同555-6 同555-7 同556-7	宅地 宅地 宅地 宅地	276.88	
			408.02	
			329.73	
			245.39	

III ハレルヤ保育園施設の概要

III-1 保育施設

- (1) 敷地面積 1260.02 平方メートル
- (2) 建物①の面積 1階 297.79 平方メートル
2階 111.79 平方メートル
- (3) 建物②の面積 182.18 平方メートル
- (4) 建物の構造 ① 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
② 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
- (5) 屋外遊技場 421.64 平方メートル

III-2 入所定員・入所現員

年齢クラス	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上	合計
定員	6人	14人	12人	28人	60人
現員(2016/4/1)	3人	24人	12人	22人	61人
現員(2017/3/31)	10人	24人	12人	23人	69人

なお、私的契約児童の入所は、ない。また、延長保育・一時預かり・病児保育実績は次のとおりである。

(1) 延長保育実績(延長保育料減免者数は、4名)

4月 実人数 20人	延べ人数 131人	10月 実人数 10人	延べ人数 52人
5月 " 20	" 143	11月 " 18	" 49
6月 " 15	" 110	12月 " 15	" 35
7月 " 19	" 105	1月 " 13	" 57
8月 " 15	" 84	2月 " 13	" 75
9月 " 15	" 72	3月 " 11	" 91

(2) 一時預かり実績

4月 実人数 1人	延べ人数 1人	10月 実人数 1人	延べ人数 1人
6月 " 1	" 2	2月 " 1	" 6
7月 " 1	" 1	3月 " 1	" 7

(3) 病児保育実績(滝沢市内)

7月 実人数 17人、延べ人数 29人	(滝沢市外) 実人数 6人、延べ人数 8人
8月 実人数 6人、延べ人数 11人	実人数 4人、延べ人数 4人
9月 実人数 14人、延べ人数 19人	実人数 5人、延べ人数 6人
10月 実人数 7人、延べ人数 13人	実人数 6人、延べ人数 10人
11月 実人数 14人、延べ人数 22人	実人数 3人、延べ人数 6人
12月 実人数 15人、延べ人数 25人	実人数 3人、延べ人数 5人

1月 実人数 12人、延べ人数 19人 実人数 4人、延べ人数 5人
 2月 実人数 10人、延べ人数 12人 実人数 6人、延べ人数 12人
 3月 実人数 6人、延べ人数 10人 実人数 6人、延べ人数 7人
 合計 実人数101人、延べ人数160人 実人数 43人、延べ人数 62人

Ⅲ-3 職員数

職種	園長	事務長	主任 保育士	保育士	栄養士	調理員	保育 補助員	看護師	清掃員	嘱託医	計
人数	1	1	1	15 (非 4)	1	3	2	1 (非)	1	2	28

(注) 2017年3月31日の職員数

Ⅲ-4 保育理念

ハレルヤ保育園の保育理念は『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する』ことであり、今年度もこの理念どおりの保育事業を実践してきた。毎週月曜日に、2歳児クラス以上の子は礼拝に参加し聖書理解を深めた。毎年度、年明け1月から行った「御言葉と賛美のスタンプラリー」では、子どもたちが1年を通して学んだ聖書の言葉と賛美を今年度も大いに暗唱した。また、今年度も、0, 1歳児クラスへの入園児数が多く、子育てに不慣れた保護者に対して、子どもとの関わり方や、子どもの体調管理の仕方等の情報提供をこまめに行い、支援を実施してきた。

Ⅲ-5 保育目標

ハレルヤ保育園の保育目標は『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる』ことである。理念の実現のために、今年度も「聖書教育」「モンテッソーリ教育」「運動教育」を保育の3本柱とし、重点的に保育内容に取り込み活動を実施してきた。

Ⅲ-6 保育活動

- ・ 礼拝で聖書の話聞かせ、保育活動の中で実践する。
- ・ 保護者へ育児のアドバイスや、情報を提供することで、親を立てあげる。
- ・ モンテッソーリ教育を実践し、環境を整え、子どもの自ら成長する力を支援する。
- ・ 積極的に縦割り保育、異年齢交流を行い、多様な人間関係を提供する。
- ・ 疾病予防、体力増強を行い、心身の健康維持につながる保育を行う。
- ・ 3, 4, 5歳児クラスで、月2回英語教育を実施し、外国語に触れる機会を提供する。

Ⅲ-7 保育日・保育時間

- ・ 保育日 日曜・祝日を除く毎日。ただし、12月29日～1月3日は休園
- ・ 保育時間 午前7時から午後7時まで

Ⅲ-8 保育内容

ハレルヤ保育園では、「保育理念」「保育目標」に基づき、以下の保育を行った。

- 1 聖書教育
 - ・ 毎週月曜日、礼拝で聖書のお話をする。
 - ・ 十戒、主の祈り(子ども用)、月ごとの聖句、賛美を教える。神様への祈り方を教える。
 - ・ 食前の感謝の祈りをして、食物を与えてくださる神様を覚える。
 - ・ 友達の誕生日を祝い、命を与えてくださった神様を覚える。
 - ・ イースター、母の日、父の日、クリスマスなどの教会行事を行い、その意味を知る。
 - ・ お年寄りや外国人との交流を通して、視野を広め、奉仕の心を養う。
- 2 モンテッソーリ教育
 - ・ クラス内にモンテッソーリ教育の環境を整える。
 - ・ 各年齢に合わせた「静粛練習」「線上歩行」を行う。
- 3 運動教育
 - ・ 週1回は、5分間のマラソンを行う(2歳児以上)。
 - ・ 各クラス、週に1度は園外に出かける。
 - ・ リズム体操、マット運動、鉄棒、跳び箱、縄跳びに取り組む。
 - ・ 週1回プール教室に通う(3歳児以上)。

Ⅲ-9 給食

ハレルヤ保育園の給食室は、栄養士1人と、調理員3人によって組織されている。栄養士は、献立作成、栄養計算等栄養管理を行うとともに、給食食材の発注、食材経費の管理、さらに調理の味付け、食材の作り方・切り方、おやつ作りを担当している。一方、調理員は、納品チェック、調理の下準備、配膳、食器洗い等を担当している。また、毎日お楽しみ給食の実施と食育クッキングも行うとともに、食育活動として田んぼと畑活動のサポートをしている。さらに、ハレルヤ保育園の給食に加え離乳食の充実、病児保育室への給食提供も行っている。

Ⅲ-10 園児の健康診断

園児の健診は、内科健診・歯科健診共に年2回(5/6月・11月)実施した。

Ⅲ-11 安全点検・災害訓練等

(1) 安全点検

日常的な安全点検として、のぼり棒、鉄棒、雲梯及び六角ジャングルジムの遊具については職員がその都度実施した。また、教室等の安全点検についてもその都度実施するとともに、月1回定期点検を実施した。

なお、遊具に関連した事故は、1件あった。

(2) 災害訓練・消防訓練

災害訓練として、『おさない、はしらない、しずかに』を守り、靴を履いて、保育士の所に集まり、防災帽をかぶり、自分を守ることを教えた。消防訓練は月1回実施した。そのうち1回(10月)は消防署職員を招いての消防総合訓練を実施した。

なお、火災等の事故の発生は、これまでに一度もない。

Ⅲ-12 苦情解決への取組状況

苦情解決責任者	森田 恵	園長
苦情受付担当者	越後屋 浩美	主任
第三者委員	村上 頼子	滝沢市発達相談専門員 TEL&FAX 019-625-2010
	大澤 諄子	特定社会保険労務士・産業カウンセラー TEL 019- 623- 0840 FAX 019-643-3837

なお、2016年度における苦情受付は、5件であった。内容は、「健康管理に関する事項」が2件、「その他(所持品について)」が1件、「職員に関する事項」が2件であった。この苦情について、園長と担任、職員間で話し合い、苦情を申し出た方に対応し、終結した。

Ⅲ-13 福祉関係養成学校等研修生等の受入状況

(1) 保育実習生の受入

盛岡誠桜高校	1名	12日間
--------	----	------

(2) 職場体験(保育士体験)の受け入れ

滝沢第二中学校2年生	6名	1日
盛岡市立北陸中学校2年生	3名	1日

(3) 園児との交流会

フレンド滝沢	9名	3回
--------	----	----

Ⅲ-14 自己点検評価

ハレルヤ保育園の自己点検評価は、職員の資質向上を目的として、各職員から年度初めに当該年度の取り組む業務の目標を定めさせ、年度末には自ら立てた目標の達成度を自己点検評価させている。また、「保育課程の自己点検自己評価」を実施した。さらに、毎年継続して実施している「給食及び家庭での食事に関するアンケート」を今年度も実施した。

Ⅲ-15 情報の公開

本法人及びハレルヤ保育園の活動状況(保育理念・保育目標、事業計画、事業報告、予算書、決算書、保育課程、定款等主要規則等)は、保育園等施設の掲示板及びホームページを利用して公開している。

以上

○ 社会福祉法人プレイズザロード定款

(2008年4月1日制定)
最終改正 2016年11月18日

社会福祉法人プレイズザロード定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

- 保育所の経営
- 一時預かり事業
- 病児保育事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人プレイズザロードという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県滝沢市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員は、この法人の役員又は職員を兼ねることができない。

- 2 評議員には、各評議員又は各役員の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度の最終の定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 この法人の決議は、評議員をもって構成する評議員会において行う。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に

開催する。

- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 6 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、監事の解任及び定款の変更その他法令で定められた事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の同意がなければならない。
- 8 第6項及び第7項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、決議があったものとみなす。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、議事録を作成し、これに署名しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事会の決議により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員には、各役員の親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の選任)

第12条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度の最終の定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬等)

第14条 役員の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。ただし、費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

(監事による監査)

第15条 監事は、理事の職務執行及び法人の財産の状況を調査することができる

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに滝沢市長に報告する。

(職員)

第16条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第17条 この法人の業務の決定は、理事をもって構成する理事会において行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事長が事故等により欠けたときは、理事会を開催し、新たな理事長を選定する。

5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面

又は電磁的記録により同意したときは、決議があったものとみなす。

8 理事及び監事は、議事録を作成し、これに署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 岩手県滝沢市葉の木沢山 555 番地 6、555 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建ハレルヤ保育園園舎 1 棟(409.58 平方メートル)

(2) 岩手県滝沢市葉の木沢山 555 番地 7、555 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建ハレルヤ保育園園舎 1 棟(182.18 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、滝沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、滝沢市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(予算)

第21条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(決算)

第22条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後理事長が作成し、監事の監査を受けてから、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第23条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第24条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第26条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第28条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、滝沢市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第29条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滝沢市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滝沢市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、社会福祉法人プレイズザロードの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第31条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	森田 友明
理事	大沢 英夫
理事	大原 敬
理事	角田 千恵
理事	宮川 正雄
理事	森田 淑子
監事	花松 行雄
監事	佐々木 繁

附 則(2014年2月21日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則(2016年5月20日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2016年11月18日制定)

1 この定款は、2017年4月1日から施行する。

2 第5条で定める評議員の人数は、2017年4月1日から2020年3月31日までの間は「4名」とする。

○ 役員費用弁償に関する規則

(2008年4月7日制定)
最終改正 2009年5月15日

役員費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この法人規則は、社会福祉法人プレイズザロード定款(2008年4月7日制定。以下「定款」という。)第8条第3項の規定に基づき、役員に係る費用の弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規則において役員とは、定款第5条に定める役員のうち、非常勤の理事及び監事をいう。ただし、常勤の職員が兼任する理事は除く。

(費用弁償)

第3条 役員が、社会福祉法人プレイズザロード(以下「法人」という。)の業務のために会議等に出席した場合には、その都度、費用を弁償し、別表に定める額を支給するものとする。

(旅費支給)

第4条 役員が、法人の業務のために出張するときは、職員等旅費支給規則(2009年5月15日制定)を適用するものとする。

(雑則)

第5条 役員が、第3条に定める会議等に出席し、かつ、前条に定める業務のために出張をする場合には、前条の規定のみを適用する。

附 則

- 1 この法人規則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行後から2009年3月31日までの間は、別表に定める額は支給しない。

附 則(2009年5月15日制定)

この法人規則は、2009年5月15日から施行する。

別表

職名	費用弁償の額	備考
理事長	5,000 円	会議等出席 1日分日当
理 事	3,000 円	会議等出席 1日分日当
監 事	3,000 円	会議等出席 1日分日当

備考1 費用弁償の額には、在勤地内にあつては、所要の交通費を含む。

2 会議等開催に当たって通常食事をする時間帯にあつては、別途食事を支給することができる。

○ ハレルヤ保育園苦情解決実施要項

(2009年2月13日制定)

ハレルヤ保育園苦情解決実施要項

(趣旨)

- 1 この要項は、ハレルヤ保育園(以下「保育園」という。)に入園する児童の保護者(以下「保護者」という。)からの苦情への対応を適切に行うことにより、保護者の満足感の向上、保護者個人の権利擁護を図るとともに、保護者の保育を支援するために定めるものである。

(苦情の範囲)

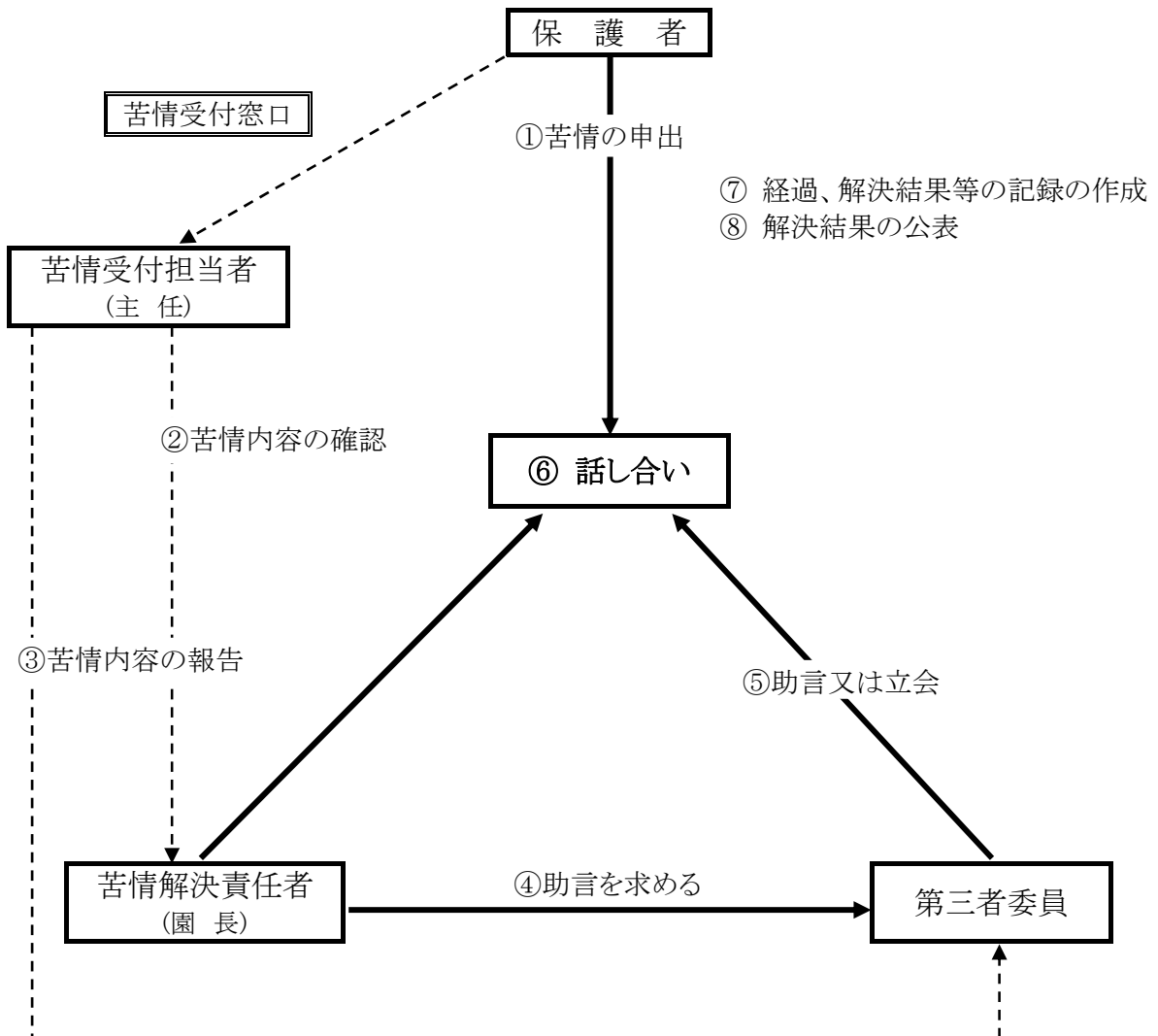
- 2 この要項において処理する苦情の範囲は、保育園が行う保育活動に関するものとする。

(苦情申立人)

- 3 苦情の申立をすることができる者は、保育園に入園している児童の保護者、その家族又はその代理人とする。

(苦情解決の仕組み)

- 4 保育園における苦情解決の仕組みは、次のとおりとする。



(苦情の受付)

- 5 苦情受付担当者は、苦情を随時受け付けるものとする。
- 6 苦情は、第三者委員においても直接受け付けることができる。

(苦情受付担当者)

- 7 苦情受付担当者は、苦情の受付に当たって、次の事項を苦情の申立人に確認するものとする。
 - (1) 苦情の内容(苦情の申立人の希望を含む。)
 - (2) 苦情の申立人と苦情解決責任者との話し合い場に、第三者委員の助言又は立会いの要否
- 8 苦情解決責任者は、苦情内容を確認するとともに、苦情の申立人との話し合いの場を設け、苦情の解決に努めるものとする。この場合において、必要に応じ第三者委員の助言を求めるものとする。

(第三者委員)

- 9 第三者委員は、苦情解決に社会性及び客観性を確保し、保護者の立場又は状況を配慮するとともに、園児の利益が尊重されるよう適切な対応を図るものとする。
- 10 第三者委員への報酬は、無報酬とする。

(苦情解決の話合い)

- 11 苦情解決責任者は、苦情の申立人との話し合いによる解決に努めるものとする。この場合において、必要に応じ、第三者委員に助言又は立会いを求めることができる。
- 12 第三者委員立会で行う苦情解決の話合いは、次のとおり行うものとする。
 - (1) 第三者委員による苦情内容の確認
 - (2) 第三者委員による解決案の調整又は助言
 - (3) 改善事項等の書面による確認

(苦情解決の記録、報告等)

- 13 保育園の保育活動の質を高め、運営の適正化を確保するために、苦情の解決結果を記録するものとする。
- 14 苦情受付担当者は、苦情の受付から解決及び改善までの経過と結果を書面に記録するものとする。
- 15 苦情解決責任者は、苦情解決の結果について、第三者委員に報告し、今後の対応について必要な助言を受けるものとする。
- 16 苦情解決責任者は、苦情解決の際に、苦情の申立人に業務改善の約束をした場合には、一定期間経過後にその改善状況を当該苦情の申立人及び第三者委員に報告するものとする。

(投書等による匿名の苦情)

- 17 投書等により匿名の苦情があった場合は、前項までの取扱いに準じて処理するものとする。

(解決結果の公表)

- 18 保育園の保育活動の信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」、「園だより」等にその実績を掲載し、公表するものとする。

実施

この要項は、2009年2月13日から施行する。

ハレルヤ保育園将来構想

2008年12月8日作成

ハレルヤ保育園の将来構想について、現代の子どもとそれを取り巻く環境の変化、家族の変化、子どもの心身の変化、さらに聖書に基づく人間観を考察し、保育理念及び保育目標を中心に保育内容、保育施設の今後の展望について取りまとめた。

1 保育理念及び保育目標

保育理念：「神と人を愛する自立した子どもを育てる。育児にかかわる親を支援する。」

保育目標：聖書に基づいて万物の創造者を教える。また、モンテッソーリ教育で身体の動かし方を教える。そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたい事を追求したり展開したりできる子を育てる。

2 現代の子どもとそれを取り巻く環境の変化

核家族、少子化により、かつてのように多人数の家族の中で、祖父母、父母、兄弟姉妹という多様な人間関係の中で育てられていくということがなくなった。テレビが家族の団欒に入り込み、家族の対話の時間を奪っている。また、小児科診療所に来る子どもの変化を長年見てきたが、30年前では小学校高学年の子ども達のほとんどが、親の助け無しで自分の身体症状を医師に説明することができた。しかし、現代では中学生になっても親の助けが必要な子が多い。子ども達の言語能力が低下していると言える。自分の気持ちを言語化することができず、対話する力が育っていない。また、ITやメディアにより情報が容易に取得できるようになったことやテレビゲームの出現により、室内での遊びが多くなり、外で遊ぶことが極度に減少し、かつてのように、『地域での子ども達の群れ』は消失した。これは、都会に限らず田舎においても見られる全国共通の現象である。『地域での子ども達の群れ』は、年少者から年長者まで縦の社会を作って活動していた。その中で、社会のルール、他人と交渉する力、社会の中での自分の役割、責任の取り方を身に着けていた。現代の子ども達は、自分の気持ちを伝えることと相手の立場を理解するという人間関係の構築のための基本的な技術を習得することができていない。人間関係を上手く築くことができない人が多くなっている。このように、社会全体で人間関係の希薄化が進んでいるといえる。

3 家族の変化

核家族化は進んでおり、世帯当たりの人数で見ると一世帯平均構成人数は平成17年で2.31人であり、減少の一途をたどっている。かつてのような三世帯同居の大家族は少なくなり、離婚による片親世帯も増加している。このような背景は、家庭の養育力、あるいは教育力の低下に影響を及ぼすと考えられる。また、被虐待児が増加している。そのような家庭では家族の保護能力がなくなり、逆に家族は子供に危害を与える加害者となっている。そこではもはや、家庭は子ども達にとって、安息と保護を受ける港ではなく、生命の危険をもたらす戦場となっている。

4 子どもの心身の変化

戦後、食の欧米化などの影響もあり、子どもの身長や体格は目覚しく向上した。しかし、最近では、肥満の子どもの割合が増えている。その要因としては運動不足や孤食などの食行動の変化、軟らかいものや脂肪分の多いものなどの偏った食事の影響が挙げられる。また、夜型の生活リズムや習慣化された長時間のテレビゲームなどの影響によるゲーム脳(前頭前野の脳波異常)を呈した子どもが散見される。身体活動の低下から身体で覚えて身に着けることが少なくなり、不器用となっている。つまり、経験不足の子どもが多くなっている。そして、自信のなさからくる自主性、主体性の欠如がある。

最近では、発達障害の子どもたちが増加しており、小学生の6~8%に注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症などを疑わせる子ども達がいると言われている。

5 聖書に基づく人間観

「神は、実に、そのひとり子をお与えになったほどに、世を愛された。それは、御子を信じる者がひとりとして滅びることなく、永遠のいのちを持つためである。(聖書)」

「罪から来る報酬は死です。しかし、神の下さる賜物は、私たちの主キリスト・イエスにある永遠のいのちです。(聖書)」

天地万物を創られ、統べ治めておられる全能の神が、私たち一人一人を高価で貴い存在として、愛し

ておられる。私たち人間は、自らの罪のために滅ぶべき存在である。しかし、神は、私たちのそのような状況を見過ごしていることができずに、人類に対する深い愛と哀みのゆえに神のひとり子であるイエス・キリストをお与えになった。キリストは神であったが、人の子として処女マリアからお生まれになった。その生涯を通して、罪無きお方であったが、私たち人間のすべての罪を背負って、私たちの身代わりとなって十字架の刑に処され、死んでくださった。その後、3日目に復活し、40日間地上におられて多くの弟子たちにご自身を現され、天に昇って行かれた。キリストを信じる者は罪ののろいから解放され、滅びから命へと移される。それ以来、このすばらしいニュースは全世界に広がり続けている。

神は、結婚を祝福し、家族を祝福しておられる。また、「子どもたちを、わたしのところに来させなさい。止めてはいけません。神の国は、このような者たちのものです。（聖書）」と、子どもがイエスの周りに来るのを喜ばれ、子どもを祝福しておられる。

子どもの命は、一人の人間として受精のときから始まる。命は、受精卵から胎児、乳児から子ども、大人から老年に至るまで繋がっている。子どもは、保護され、祝福され、家族の中で養育されるべき存在である。また、大人のように器用に物事をするができないからといって、子どもは侮られてはいけない。一個の人格として大切にされるべき存在である。親は、子どもを自らの所有物として扱うのではなく、神から養育を任された者として扱うべきである。

6 ハレルヤ保育園の基本方針

これらのことを踏まえ、キリスト教の視点から現代社会における保育のあり方を考え、以下の保育理念と保育目標に基づく事業をハレルヤ保育園において展開していく。

保育理念：「神と人を愛する自立した子どもを育てる。育児にかかわる親を支援する。」

- 1 神を愛する …… 自己を越えた存在である神に対する畏敬を持って神のご性質である正義と愛を追求する人。
- 2 人を愛する …… 他者に自分の気持ちを伝えることができ、相手の立場を理解することができる人。ひいては社会に貢献できる人。
- 3 自立する …… 教育力が引き出され、自立に向けて自分を展開していくことができる人。意欲を持って取り組み、その結果についても責任を取っていける人。
- 4 親への支援 …… 孤立した育児にならないように、また、仕事と育児の両立を援助。家庭の養育力、教育力の確保に向けての支援

保育目標： 聖書に基づいて万物の創造者を教える。また、モンテッソーリ教育で身体の動かし方を教える。その事により自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求したり展開したりできる子を育てる。

具体的な取り組み

- 1 モンテッソーリ教育の導入……自立へ向かって、自己教育力を引き出す。体験を積む。
- 2 縦割り保育の導入……縦横の多様な人間関係に対応できるようになる。
- 3 子育て講演会開催……子育ての先輩からのアドバイス、小学校へ入ってからの育児のポイントを伝達する。
- 4 園外の人々(老人、学生、外国人等)との交流……異年齢、異文化の人々から違いを学び違いを尊重する事を学ぶ。
- 5 嘱託医(小児科医)による健康相談……園児の個別健康相談(随時受付、無料)
- 6 病児への対応……保育中の急な病気に対して、保護者に連絡することと嘱託医と連携し、病気への早期対応を図る。

7 今後の展望

今後における展望としては、次に掲げる事業活動をしていく。

- 1 病後児一時預かり事業について……子供の病気のときに嘱託医と連携を取り、病後児保育施設で対応する。
- 2 放課後学童クラブについて……小学生の放課後保育施設並びに病児保育施設を設ける。
- 3 不登校学童対応施設について……学校へ行けない子どものための自由活動の場としての施設を提供し、保育園児との交流を通して、自己有用感の醸成を図る。

- 4 チャーチスクール……学校へ行けない、あるいは行かない子どもに個別に対応した学習を指導。有資格の教師による授業をし、中学卒業認定試験合格を目指す。また、世界のグローバル化に対応できるよう英語、韓国語の習得を図る。アイデンティティ確立の為に聖書の学びをする。

8 今後の施設運営

以上のことを実施するためにその施設として、次に掲げる施設を構想していく。

保育施設について

園庭……現在の園庭は狭小なため、森林公園、ポニースクールなどの園外施設を利用している。将来は充分広い園庭を確保する。

園舎……充分な活動ができる広さを確保する。

附属施設について

病後児保育施設

学童保育施設

不登校学童対応施設

インターナショナルチャーチスクール

9 まとめ

ハレルヤ保育園は、1995年9月に開設し、その後、2001年4月からは認可保育園として運営してきている。また、本年（2008年）4月からは社会福祉法人化し、社会福祉法人プレイズザロードの保育施設として発足している。

この将来構想は、法人化を契機に、20年先を見越した本法人の、またハレルヤ保育園としての将来進むべき方向性を取りまとめたものである。ここに記した内容を実現させるには、多くの困難な問題があることも承知しているが、必ず実現されることを確信し、この目標に向かって日々の保育活動に励むものである。関係者のご理解とご協力を賜りたい。

（以上）

ハレルヤ保育園保育課程自己点検自己評価

2011.10.21 作成

園長 森田 恵

主任 越後屋 浩美

1 はじめに

ハレルヤ保育園（以下「保育園」という。）は、1995年9月に無認可保育園として開園し、その後2001年4月から認可保育園に、そして、2008年4月から「社会福祉法人プレイズザロード」の保育施設として運営してきている。

『保育』のスピリットは、キリスト教精神に基づく保育活動である。

本園の「保育課程」は、各年齢層共に「モンテッソーリ教育」を、さらには「聖書教育」、「運動（体育）」に重点をおいた保育活動を実施しているところである。よりよい保育を実施していくために、今年度『保育課程自己点検自己評価』を実施し、より一層保育の質の向上を図ることとした。まだ点検項目等その内容は十分とは言えないが、これまで実施してきた内容を取りまとめた。その結果、今回明らかになった改善すべき内容は、来年度の「保育課程」に反映させていくこととした。

2 ハレルヤ保育園の保育理念

社会福祉法人「プレイズザロード」は、福祉サービスの提供を、キリスト教精神に則って実施することを目的としている。その事業内容は、「ハレルヤ保育園」を設置し、保育事業をとおして、子どもの全人的発達を促すとともに、保護者が安心して子どもを預けることができ、併せて保護者の育児支援することを目的としている。

このようなことから、ハレルヤ保育園の保育理念は、次のように掲げている。

『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する。』

3 ハレルヤ保育園の保育目標

ハレルヤ保育園の保育目標は、『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分の

やりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる』ことである。

ハレルヤ保育園の保育活動の特色は、「モンテッソーリ教育」を導入していることとともに、「聖書教育」と「運動(体育)」に力を入れていることである。(「モンテッソーリ教育」を導入した経緯は、2011年5月1日作成の『ハレルヤ保育園1歳児におけるモンテッソーリ教育法導入に係る自己点検評価』の「3 ハレルヤ保育園の保育目標」参照)

4 保育課程

ハレルヤ保育園における今年度の「保育課程」の内容は資料1のとおりである。また、この保育課程に基づき月間の指導計画(月案)は資料2の様式を用いて子どもひとりひとりにその月の活動内容を、毎月前月末に作成している。

5 保育課程の作成過程

(1) 保育課程の作成

年間の「保育課程」は、毎年4月に入ってから、各クラスの担任保育士が従来からの年間指導計画書を踏まえながら、当該クラスの子どもの様子を十分に観察した上で原案を作成し、この原案を元にミーティング(園長、主任保育士及びクラス担任で構成。以下同じ。)で協議の上、追加修正して、4月中頃までにはその成案を作成している。

この「保育課程」の作成に当たっては、①保育理念の考え方や姿勢が具体的に生かされていること。②保育目標である「モンテッソーリ教育」「聖書教育」「運動(体育)」の各活動が各年齢層とも年間を通じて導入されていること。③保育所指導指針(平成20年厚生労働省告示第141号。以下「保育指針」という。)第2章に示されている子どもの「発達過程」の内容が踏まえられていること。④年間の保育計画を2期に分け、長期的な見通しや、それぞれの活動に幅を持たせ、「じっくりと・ゆったり」とした保育内容になっていること。⑤子どもの家庭環境、登園・退園時間等の通園環境も考慮された保育内容であり、その保育時間が十分に確保されていること。⑥保育内容が、子どもにとって最善の利益となるよう配慮されていること。特に、⑦0歳児から就学までの子どもの発達が連続するよう配慮されていること。⑧保育園での保育活動と、家庭生活における活動とが繋がるように設けられていること。⑨早期教育にならないよう配慮されていることなどを十分に注意して作成しているところである。

(2) 月間指導計画書(月案)の作成

「月間指導計画書」は、各クラスの担任保育士が各月初めに、「保育課程」と前月の月間指導計画書の「振り返り」を踏まえながら、当該月における保育の目標や方針を具体化した実践計画とともに、子ども一人一人の活動計画を記載した原案を作成し、この原案を元にミーティングで協議の上、追加修正して、その成案を作成している。

この「月間指導計画書」の作成に当たっては、①子ども一人一人の発達と課題を踏まえるように気を付けている。特に、「〇〇ができる」「〇〇遊びをしている」という目に見えることだけでなく、成長しようとしているその子どもの心情、意欲や態度という内面をも理解することに心がけている。また、②集団としての育ちを理解するようにしている。クラスにおける子ども一人一人の姿は異なるが、そこには共通した成長を観ることが出来る。見た目には違いがあっても、「友だちと一緒にやることを喜ぶ」という共通性が見られる。このようなクラスやグループの共通性を見出し、ねらいや内容を編成するようになってきている。さらに、③特定の保育環境を構成するときには、前もって保育士が計画をし、子どもの行動や関心に合わせて、「子どもがすぐに手にとれる」「子どもがすぐに関われる」ように配慮している。

このように子どもの心身の発育・発達や、保育時間の長短等によって、子ども一人一人が異なることから、月間指導計画書の作成するときには、特に以下の事項に配慮して作成している。

ア 3歳未満児保育

- ① 一人一人の発達の個人差が大きいので、個別に指導計画書を作成する。
- ② 保育士、栄養士、看護師等職員同士の連携は元より、保育園と家庭との連携をも密にし、子どもの24時間の様子を互いに把握するよう努める。
- ③ 子ども自身から、体調の変化を適確に伝えられないことから、保育士がいつもと違うわずかな変化に気付くことが重要であり、普段から健康状態を把握し、病気の早期発見や適切な対応に繋がるよう、細かなことも記録することとしている。
- ④ 複数担任制を執っていることからその協力体制作りが必要となる。子どもの情報は、書類の受け渡しで済ますことをせず、保育士同士が会話を交わすなどして、伝達漏れの無いようにしてい

る。

イ 3歳以上児保育

- ① この時期は、「友だちと一緒に」が楽しくなる頃である、基本は一人一人の成長であることから、集団指導計画のほかに個別保育計画(資料3)を作成するようにしている。子どもの成長に合わせ、また、その子の性格をも十分に配慮した内容で、きめ細かな指導計画を立てるようにしている。例えば、「保護者の思い」「援助と配慮」欄には保育士が記入して家庭へ、そして保護者には「〇〇ちゃんへの願い事」「お家でのエピソード・保育所への願い」欄に記入していただき、保育士と家庭との連携を図ってその子の成長を考え、その上で月間指導計画書を作成している。
- ② 子ども一人一人の成長の姿を予測し、その上で保育内容を考え、環境をも整えている。

ウ 異年齢の編成による保育

子どもの年齢差に気を遣うのではなく、個々の子どもの成長の違いをしっかりと把握することから保育内容を考えることとしている。保育士の意図が入り過ぎた保育を行うことよりも、食事や遊び等日常生活の中で、子ども同士が如何に関わるかが大切であり、その中でルールや譲り合い、思いやりの気持ちが育つような環境や保育を考慮するよう努めているところである。

エ 長時間にわたる保育

- ① 一日の生活の流れを見通して、子どもが負担なく、落ち着いて過ごせるよう工夫している。「子どもにとって何が最善の利益になるか」という視点を持ち、子どもの一日の疲れや保護者を待つ気持ちなどを受け止めて温かい対応するようにしている。
- ② 保育士の勤務時間よりも、子どもの保育時間の方が長くなるので、保育士が交代する際には昼間の状況をしっかり伝えることとしている。

オ 障害のある子どもの保育

- ① 個別の対応に配慮しながら、集団での生活の中に位置づけている。障害のある子とそうでない子どもが共に育ち合うことができるようにしている。
- ② 日々の状況に応じて、柔軟に対応できるよう、指導計画の作成に当たっては十分な余裕を持たせるようにしている。
- ③ 家庭との連携を密にし、保護者の思いを受け止めている。
- ④ 障害のある子に対しては、乳幼児から就学まで一環した対応が可能となるよう、保育園だけの指導計画ではなく、地域の関係機関(滝沢村役場児童障害福祉課)、専門家(発達相談員)と連携し、指導計画が継続して行えるようにしている。

カ 小学校との連携

- ① 毎月の「個別保育計画」や「成長の記録」(各年齢の発達課題のチェック表。資料4)には、発達の連続性を分断することのないよう、就学までの生育の状態を的確に小学校に伝えることができるよう記載している。

ク 振り返り

今年度から、毎月末に、月間指導計画の項目を○(実施して達成できた)、△(実施したが達成できなかった)、×(実施できなかった)で囲み、一目でその月の振り返りができるようにした。「○」の項目については次の月では一歩進めた目標を設定し、「△」あるいは「×」については、何故に実施できなかったか充分な見直しを行い、その上で原則次の月も継続して行うこととしている。

また、この月間指導計画の振り返りや保育日誌等の保育実践記録を元に、保育環境の設定や、保育内容が適切だったか、家庭との連携はどうであったか等の自己点検を実施している。個人で振り返るだけでなく、毎週のミーティングや職員会議で互いに話し合い、各々の保育内容を振り返って次の月に反映させている。

(3) その他

本園では、「週間指導計画(週案)」の作成は実施していない。週間指導計画作成の主な目的は「年案・月案のねらいが多様な活動の中に調和的に組み込まれていく」ことであるが、本園は組織的に大きくなく、毎日の保育日誌記入による振り返りや、ミーティングによって、園長をはじめ、保育士同士が会話(言葉)によって常に確認していることから、また、事務的な負担を減らし、実質的な保育に時間をかけたいことから、週間指導計画の作成は実施していない。

6 「年間指導計画」から「保育課程」への変更にあたって

本園では、従来から保育指針を参考にして、子どもの最善の利益を考慮し、充実した保育内容とすることに重点を置き、「年間指導計画書」を作成してきた。保育指針が改定され、新たに「保育課程」を作成するようになって、保育内容そのものは、従来からの取り組みで実施してきたことと特段変わったわ

けではないが、しかし、特に、保育内容の充実を目指し、以下のことを意識して保育活動に当たるようになった。

(1) 養護と教育が一体となった取り組み

保育所は子どもの命を守り、情緒の安定を図りつつ(養護)、発達を促していくための活動の援助を行う(教育)施設である。日常の保育活動が、この養護と教育が一体となって行われているか、意識するようになったこととともに、反面、早期教育を行うことに流されていないか、この点についても月間指導計画書を作成するに当たって意識して注意をしているところである。

(2) 子どもの人格を尊重(「わたしはこうしたい／したくない」「わたしはこうしてほしい／してほしくない」といった子どもの声に耳を傾ける)

日々の子どもの思いを受け止め、保育士の都合で時間を区切った画一的な保育になっていなかったか改めて注意し、点検を行うようになった。特に、基本的な集団のリズムは守りつつ、保育の内容を柔軟に変えて対応していけるよう注意しているところである。

(3) 「保育の内容」の再点検

本園の「保育課程」が、保育指針の第2章「子どもの発達」と第3章「保育の内容」を参考に、子どもの生活や発達の連続性や、子どもはみなその子なりのペースで発達をしていること。また、同じ子どもでも様々な能力が同じ速さで発達していくとは限らないこと。保育士は一人一人の発達が今どの辺りにあるかを捉え、一人一人の発達のペースやその子が持っている能力の芽生えを培うことに努めるとともに、注意を払っていくことが必要である。これらのことを考慮し、そこからそれではないかを常に再点検するようにした。また、「保育課程」の内容が、本園の「保育理念」「保育目標」に沿った内容となっているかをも再点検を行った。

(4) 食を営む力の基礎を培う

月間指導計画書の中でしっかり「食育」の計画を立て、クッキングの活動や給食時に食を通しての健康作りに取り組むようにした。今年度は、「食育クッキング記録簿」(資料5)を作成することにより、より充実したクッキングによる食育を図っているところである。

(5) 子どもの保育とともに、保護者支援への取り組み

従来「年間指導計画書」は、ともすると個人名の想定が懸念されることから、保護者等への公開はしてこなかったが、「保育課程」としたことで、0歳児から5歳児までの保育課程を保育所内に掲示するとともに、ホームページ上で公開することにより、保護者に子育てに対する指針を提供し、本園の保育に対する安心感を持ってもらえるようにした。このことは、送迎時の保護者との会話や連絡帳を活用した家庭との遣り取りによって、「月間指導計画」や「個別保育計画」が、家庭と連携して立てられることに繋がり、さらには、このことが自ずと保護者一人一人の意向を受け止めた保護者支援に繋がっている。その際の基本姿勢として、保護者からの要望を全て受け入れるのではなく、保護者の勤務形態や家庭の状況等を十分に理解した上で、必要と思われる保護者支援を行っており、保護者支援でも、優先されるべきことは目の前の子どもの「最善の利益」であることに注意して実施しているところである。

(6) 保護者や地域の方々への「保育の内容」の周知

各職員が本園の「保育理念」と「保育目標」を理解し、本園で取り入れている「モンテッソーリ教育」「聖書教育」「運動(体育)」、運動(体育)は「リズム体操」「柳沢運動プログラム」を実施しているところである。これらの保護者への具体の説明は、入園時に行うとともに、ホームページを活用して広く周知しているところである。

(7) 保護者からの苦情処理対応

保護者等からの苦情は、本園の出入口(2ヶ所)に苦情相談員(第三者委員)、苦情受付担当者及び苦情解決責任者の氏名を掲示するとともに、苦情や要望等を入れる箱を用意している。しかしその申し出はほとんど無い。このようなことから、本園では、登・退園時に保育士が保護者から聞いたことについては職員同士の共通理解を得るための「連絡ノート」に記載するようしており、その中から、要望事項や苦情に繋がるような事項を拾い出し、ミーティングや職員会議で積極的にその対応を検討するようにし、事態を大きくならないうちに解決に当たるようにしている。

(8) 小学校との連携

本園で積み重ねられてきた子どもの育ちを、小学校での生活や学びへ繋げたいけるようにするために、「保育所児童保育要録」を小学校に送ることが義務化されました。この「保育所児童保育要録」をしっかりと記入するようにするために、その記入内容に沿った内容を記録できるよう「月間指導計画書」「成長の記録」を新たに作成しました。また、月間指導計画書の内容には「年長児が小学校に見学に行き、小学生に小学校内を案内してもらったり、校庭で一緒に遊ぶ」「小学生が総合学習の授業で保

育園に見学に来て交流の場を持つ」「地域の幼稚園・保育園・小学校の職員が連携して会議等を実施する」等の項目も設け、これに沿って積極的に小学校と交流する機会をも持っているところである。

(9) 職員の資質向上

保育士一人一人が、自分で保育の計画を立て、実践し、自ら点検評価を行うとともに、園内外研修等で自己を磨き専門性を向上させて、保育の質の向上を目指している。その主な事例をいくつか紹介すると次のとおりである。

- ① 月間指導計画の内容の項目を「○△×」で囲み、一目でその振り返りができるようにして次の月に活かしている。
- ② 保育日誌の様式(資料6)を「エピソード記録」方式にして記録することにより『子どものエピソード → エピソードの考察・読み取り → 明日への展望』と、子どものことをよりよく観察するようになった。
- ③ 毎週のミーティング時に、普段の保育日誌や園外研修等で学んだこと、さらには「連絡ノート」から保護者の要望・苦情など課題や改善策を探る話し合いをするようにした。
- ④ モンテッソーリ教育について園内研修を年に数回開催。保育士等新規採用者にモンテッソーリ教育を理解させ日常の保育活動に生かしていけるよう、また、モンテッソーリ教師有資格者にあっては他の人に日頃の実践内容を紹介することによって基本的事項の理解を深める機会とし、自らの知識を向上させ、日常の保育活動の問題点の把握、問題点の分析、対処方法等の能力を高められるようにする。この研修は、保護者や地域の方々にも公開し、その内容はその都度報告書に取りまとめ、これも保護者等に公開している。
- ⑤ 職員の自己点検自己評価。職員の資質向上を目的として、各職員自ら年度初めに当該年度の取り組む業務の目標を定め、その実施状況の中間報告を秋口に提出し、年度末に自ら立てた目標の達成度を自己点検自己評価している。また、昨年度は「1歳児におけるモンテッソーリ教育法導入に係る自己点検評価」を、今年度は「2歳児におけるモンテッソーリ教育」と「3歳児におけるモンテッソーリ教育」の自己点検自己評価を実施しているところである。

7 保育課程の自己点検

本園の「教育課程」(資料1)を、①保育所指導指針との整合性について、②モンテッソーリ教育の導入について、③聖書教育について、④運動(体育)について、⑤食育について自己点検を行った。その結果は次のとおりである。

(1) 保育課程と保育所保育指針との整合性

「教育課程」に書かれている内容と「保育所指導指針」との整合性についての点検結果は、概ね整合していた。敢えて細かな点を挙げると、子どもの発達と保育を捉える視点(内容・援助・配慮事項)が、子どもの心情、意欲、態度等の全体像となっていないことなどが挙げられる。このことからもっと細かく記載した方がより内容を理解しやすかったように思える。例えば、以下のような内容を加えておけばよかったと思量される。

ア 0歳児(赤ちゃん組)保育課程

- 養護—生命(I期)・体、衣服等を常に清潔にする。
- ・安全で清潔な玩具を用意する。
 - ・保育士の愛情豊かな関わりの中で生理的欲求を満ち、気持ちよく生活ができるようにする。
- (II期)・家庭との連絡を密に取りながら子ども一人一人の健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。
- ・家庭との連絡を密に取りながら、一人一人の健康状態を把握し、発育発達に応じて関わる。
 - ・保育士の愛情豊かな関わりや受容により、一人一人の子どもの生理的欲求を満ち気持ちよく生活ができるようにする。
 - ・子どもが自分でやりたいという気持ちを受け止め、援助しながら満足感が感じられるようにする。
- 養護—情緒(I期)・自分が受け入れられているという気持ちを育めるよう、生理的欲求や精神的欲求を満ちさせてあげる。
- (II期)・保護者と密に連絡を取り、子どもの気持ちを共有し、必要な対応を継続することで安心感を持って過ごせるようにする。
- ・子どもが気持ちを表現する喃語や身振り等に、優しく繰り返し応答してい

- く。
 - ・自分以外の他人という存在を認め、自分の行動や存在を肯定する気持ちが育まれるように、信頼関係を築いていく。
 - ・心が癒されるように視線を合わせたり、優しく声をかけたりする。微笑みかけたり喃語や声、表情に応えたりする。
- 教育一健康(Ⅰ期)
- ・オムツを取り替えてもらい、きれいになった心地よさを感じる。
 - ・保育士の声や物音に反応し、見つめたり喃語を発したり体を動かして快・不快を表そうとする。
 - ・生理的欲求を受け止めてもらったり、やさしいことばかけを感じたりして、人に接する信頼感が芽生える。
- (Ⅱ期)
- ・運動機能が発達し自由に手足を使い周囲の人や物に興味を持ち、探索活動を楽しむ。
 - ・身振りや喃語で保育士とのやり取りを楽しむ。
 - ・自由に移動できる喜びと身近な環境への働きかけで、好奇心がより旺盛になる。
 - ・短い言葉の中にこもった思いを保育士や大人に汲み取ってもらうことで、思いを伝える意欲が高まる。
 - ・応答的な環境の中で、特定の大人との絆を深める。
 - ・同じ物を見つめ共有して大人とのやり取りを心地よく感じ、様々な経験を繰り返し試す。
 - ・離乳食から幼児食へ移行する。
- 教育一人間関係(Ⅰ期)
- ・愛情豊かな特定の大人と過ごすことを喜ぶ。
 - ・泣く、笑う等の表情の変化や体の動きで、感情を表現しようとする。
 - ・泣く、笑う等の表情の変化や体の動きや喃語などで自分の欲求を伝えようとする。
- (Ⅱ期)
- ・あやしてもらおうと喜ぶ等生活や遊びの中で身近な人に興味を持つ。
 - ・受動期に関わる大人とのやり取りを楽しむ。
 - ・身振りを真似る等して、自分から関わろうとする。
- 教育一環境(Ⅰ期)
- ・戸外に出て植物や乗り物、動物を見て興味を持つ。
 - ・異年齢児との触れ合いを持つようになる。
 - ・身の回りにあるいろいろな遊具、玩具等に触れて遊べるようになる。
 - ・絵本等を通じて読んでもらったり見せてもらう。
 - ・大人に言葉をかけてもらいながらミルクを飲む。
- (Ⅱ期)
- ・戸外遊びを通して動植物に親しんだり、直接草花に触れたりして体験を広げていく。
 - ・異年齢児との関わりが増える。
 - ・気に入った遊具を手にして遊んだり、いろいろな素材の遊具で遊んだりする。
 - ・整えられた環境の下で安全に活動できるようになる。
 - ・好きな絵本を繰り返し読んでもらう。
 - ・他の絵本を見たり読んだりしてもらい、知識を広げる。
 - ・基本的な生活習慣を繰り返し体験していく。
- 教育一言葉(Ⅰ期)
- ・周りの音や会話の声に関心を示し、その方向を見る。
 - ・あやされて笑い返す。
 - ・自分の周辺の出来事に関心を示す。
 - ・不快を取り除いてくれる保育士の声を心地よいと感じる。
 - ・何かに目を留めると、じっとそれを見てつかもうとする。
 - ・不快を取り除いてくれる保育士の声に応じて笑う。
 - ・自分が手に取ったものを動かすことで音が出ることを知り楽しむ。
- (Ⅱ期)
- ・反復喃語が始まる。
 - ・情緒的、動作的認知が発達する。
 - ・身近な大人との関わりを楽しむ。

- ・安心できる大人がゆっくり、優しく語り掛けることで、口元の動きを模倣し声を出して言葉を真似ようとする。
- ・正しい調音の模倣はできないが、模倣を繰り返し楽しむ。
- 教育—表現(Ⅰ期)・自分に応答的に関わる特定の声や表情に安心感を覚え、感情が豊かになる。
- ・音に興味を持ち、音の出るものを喜ぶ。
- ・柔らかいものや温かいもの等の感触を楽しむ。
- ・泣く、笑う等の表情の変化や体の動き、喃語等で欲求を表す。
- ・特定の大人の声のする方をじっと見る。
- ・快感、安心感や不快感、嫌悪感を感じることを表し、快感、安心感を感じるものを求めようとする。
- (Ⅱ期)・周囲の人や物に興味を持つ。
- ・興味を持った素材に触れて感触を楽しむ。
- ・情緒的なつながりの中で、あやしてもらうことを心地よく感じる。
- ・大人に歌を歌ってもらうことを楽しく感じる。
- ・身近な大人に対し、意思や欲求を表情や身振りで伝えようとする。
- ・大人の歌に合わせて体を揺らしたり、リズムを取ったりする。

イ 1歳児(ひよこ組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・一人一人との関わりを十分に持ち、生理的欲求が満たされるようにする。
- ・事故やけがのないように見守りながら、子どもの興味が広がり、深まるように関わっていく。
- (Ⅱ期)・室内外の気温に留意し衣服調節を行い、快適に過ごせるようにする。
- ・自分でやりたいという気持ちを引き出し、それを十分に受け止める。
- ・自分でやろうという気持ちを受け止め、満足感が得られるように配慮しながら援助していく。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・保護者との連絡を密にし信頼関係を築くことにより、子どもの心の安定が図れるようにする。
- ・喃語や一語文、身振り手振り等の表現を理解し、興味や気持ちに優しく応じ、満足感を感じられるように接する。
- (Ⅱ期)・様々な音楽や絵本、紙芝居等を通して、豊かな情緒を育てていく。
- ・友だちや周囲の存在を認め、興味や関心が高まり、関わりの中から自己肯定感や信頼関係が育まれるようにする。
- 教育—健康(Ⅰ期)・身近な人や物に自発的に働きかけ、好きな遊びを見つけてじっくり遊ぶ。
- ・室内の探索活動を楽しむ。
- ・水遊びや外遊びを存分に楽しみ、水分補給や休息を十分にとる。
- (Ⅱ期)・固定遊具やボール等の用具を使った運動遊びを楽しむ。
- ・玩具を仲立ちとした見立て遊びを友だちや保育者と楽しみ、絆を深める
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
 - ・保育者等の身近な大人に関わり、興味や親しみを持つ。
 - ・友だちと同じ遊びを楽しみ、親しみを感じて関わる。
- (Ⅱ期)・好きな友だちと好きな遊びをじっくり楽しみ、一緒に過ごす喜びを感じる。
- ・友だちの名前を親しみを込めて呼び、仲間意識を持つ。
- ・物事の善悪に関心を持つ。
- 教育—環境(Ⅰ期)・異年齢児との触れ合いで、自分も同じことをやろうとする。
- ・「危ない」等の制止の意味を知り、安全に遊ぶ。
- (Ⅱ期)・自分の体に興味を持ち、部位の名称がわかる。
- ・色の違いがわかり、好みの色が出てくる。
- ・友だちの物、個人の物の区別がつくようになり、自分の持ち物を大切にす
- 教育—言葉(Ⅰ期)・保育者のゆっくりとした発音を真似て模倣しようとしたたり、片言や身振りで自分の思いを伝えようとする。
- ・季節の歌や手遊びを楽しむ中で、様々な言葉に触れる。

- ・ 応答的な言葉のやり取りを楽しむ。
- (Ⅱ期)・ 気に入ったフレーズやリズムのある言葉を楽しく話す。
- ・ 知っている歌を大声で歌おうとする。
- ・ 友だちや保育士との会話を楽しむ。
- ・ 二語文が増え、会話が弾むようになる。
- 教育—表現(Ⅰ期)・ 自由な表現を保育者と一緒に楽しむ。
- ・ 友だちの行動に興味を持つ。
- ・ 水の冷たさや心地よさを感じ、友だちと同じ思いを共有する。
- ・ 絵の具を使った遊びを楽しむ。
- (Ⅱ期)・ 自然素材や小麦粉粘土に親しむ。
- ・ 自分のイメージを膨らませて、様々な素材や玩具・遊具を実物に見立て、独自の世を楽しむ

ウ 2歳児(ぱんだ組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・ 食事、排泄、午睡等が安定してできるように、一人一人に応じて対応していく。
- ・ 個々の健康状態に気を配り、水分補給や活動と休息のバランスに配慮する。
- ・ 快適に過ごせるように、風通しや室温に気を配る。
- (Ⅱ期)・ 体調や気候に合わせて衣服を調節する習慣をつける。
- ・ インフルエンザや風邪の予防策(手洗い、換気、清掃)を立て、取り組む
- ・ 基本的な生活習慣の習得を個々に合わせて援助し、一人でできた喜びを味わい自信が持てるようにする。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・ 不安や要求を受け止めてもらい、安心して自分の気持ちを表せるように援助する。
- ・ 自分でしたがるときは見守り、手助けが必要なときは援助する等、自分でしようとする気持ちを大切にする。
- (Ⅱ期)・ 自分の物と友だちの物がわかり、友だちを意識しながら遊んだり行動したりできるようにする。
- 教育—健康(Ⅰ期)・ 食後に自分で歯磨きをする。
- (Ⅱ期)・ 戸外からもどたらうがいをする。
- ・ 鼻汁が出たら自分でかもうとする。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・ 保育者や友だちと安定した関わりで安心して過ごす。
- ・ 保育士等に気持ちを受け止めてもらいながら、少しずつ他者との関わりを持つようとする。
- (Ⅱ期)・ 簡単なごっこ遊びで少しずつ相手を意識し、共通の遊びを進めようとする。
- 教育—環境(Ⅰ期)・ 自分の持ち物やロッカー、靴箱に興味を示して覚える。
- ・ 水遊び等、夏ならではの遊びを楽しむ。
- (Ⅱ期)・ 散歩に出かけ、自然物を見たり触れたりする。
- ・ 簡単な数・色・形等の違いを理解しようとする。
- ・ 好きな玩具に進んで関わり、それを使って友だちごっこ遊びを楽しむ。
- 教育—言葉(Ⅰ期)・ 手遊びや歌を保育者や友だちと一緒に楽しむ。
- (Ⅱ期)・ 遊びを通して身の回りの色々な物の名称を覚える。
- ・ 質問に答えたり、挨拶をしたりする。
- ・ 思ったことや感じたことを手振り、身振りを交えて伝える。
- 教育—表現(Ⅰ期)・ ハサミ・のり・クレヨン等の使い方を覚える。
- ・ 全身を使って踊ったり、走ったりする。
- (Ⅱ期)・ 絵本の登場人物や動物になりきって遊ぶ。

エ 3歳児(らいおん組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・ 環境の変化から不安を感じた行動が見られるので、一人一人の発達状態を把握し、安心できるよう配慮する。
- ・ 遊びを楽しく満足させるための環境への安全、事故防止に努める。

- (Ⅱ期)・ 快適な生活を覚え、安心して集団生活を過ごし、満足感が得られることに共感してあげる。
 - ・ 遊びを通して、生活への自発性が豊かになり、認めてあげることで成長の喜びを知らせていく。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・ できる事は多少の時間はかかっても見守り、自信につなげてあげる。
 - ・ 自己中心的な感情が多く見られるが、人と関わる中で自己抑制や社会性を体験させ、知識を豊かにしてあげる。
- (Ⅱ期)・ 友だちや保育士等との信頼関係が育ち、気持ちを伝え合うことができるようにする。
 - ・ 物事に意欲を持って取り組む気持ちを大切に、できたことをほめ、心の安定に努める。
- 教育—健康(Ⅰ期)・ 友だちの存在に関心はあるが、平行遊びを楽しむ。
 - ・ 戸外で様々な遊びを十分に楽しむ。
 - ・ 固定遊具や玩具を通して友だちと工夫して遊ぶ。
 - ・ 運動会の練習を通して、身体の機能が発達し、心豊かになる。
- (Ⅱ期)・ 手洗いが習慣づき、病気の予防ができる。
 - ・ 基本的な生活習慣が身に付き生活を楽しむ。
 - ・ 自分の成長の喜びを知る。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
 - ・ 保育士がそばにいることで情緒の安定を得る。
 - ・ 老人と関わることで、優しさ、いたわりを心で感じたり、スキンシップ(握手等)を図る。
- (Ⅱ期)・ 一緒に遊びたい気持ちから我慢することを覚える。
- 教育—環境(Ⅰ期)・ 戸外遊びを十分楽しみ満足感を得る。草・虫・砂に触れる。
 - ・ 自らが体験したことを感性として身に付ける。
- (Ⅱ期)・ 自然に心を動かしながら、保育士や友だちと共感し関心を持つようになる。
 - ・ 自然の動物を観察して、生き物の命の大切さを知る。
- 教育—言語(Ⅰ期)・ 保育士や友だちとの会話、絵本の読み聞かせにより、言葉を習得し、簡単な会話を楽しむ。
 - ・ 生活での疑問を言葉で繰り返し聞こうとする。
- (Ⅱ期)・ 生活発表会を通して、言葉の模倣遊びを楽しみ、言葉の意味を理解する
 - ・ 自分の考えを言葉に変えて話をしたり表現できる。
- 教育—表現(Ⅰ期)・ 気に入った遊びを繰り返し楽しむ。
 - ・ 見聞きしたものを模倣し、表現する。
- (Ⅱ期)・ たくさんの経験を積むことにより、絵の表現が上手になる。
 - ・ 冬の遊びを通して、想像力や自然への開放感が生まれる。

オ 4歳児(きりん組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・ 一人一人の健康状態や発達状態を把握し、適切に対応し自ら気付けるようにする。
 - ・ 子どもに健康や安全の大切さを知らせ、安全な環境作りに努める。
 - ・ 生理的欲求を満たせるよう、個々の生活リズムに合わせて快適な生活ができるようにする。
 - ・ 体調を把握し、自分で体の異常を訴えられるようにする。
- (Ⅱ期)・ 基本的な生活習慣や態度を身に付ける。
 - ・ 子どもの発達を見通し、全身を使う運動を取り入れ、個々に合った活動ができるようにする。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・ 日々の生活に安定感を持ち、のびのびと友だちと関わっていけるようにする。
 - ・ 子ども同士の遊びを豊かにし、友だちとの関係の中で徐々に自分を発揮できるようにする。
- (Ⅱ期)・ やり取りを重ねる中、お互いのよさを認め合えるように、集団で一人一人のよさを活かしていく。

- ・ 一生懸命やった後の満足感や達成感を味わう。
- ・ 与えられた役割を責任持って果たすことで達成感を味わえるようにする
- ・ 遊ぶときと集中して取り組むときのけじめをつける。
- 教育—健康(Ⅰ期)・ 全身で自然や様々なものと関わり、運動量の多い遊びに挑戦する。
- ・ 身近な環境に興味を持って関わり、遊びを体得していく。
- ・ 活動と休息のバランスのよい生活リズムに心地よさを感じる。
- ・ 十分に遊んだ後は、自ら水分補給や休息をとろうとする。
- ・ プール遊びを通して健全な心身作りをする。
- (Ⅱ期)・ 自他を区別し、保育士に共感してもらったり友だちと競争したりしながら遊ぶ。
- ・ 体の状態を意識し、異常を感じたらそれを保育士に伝える。
- ・ 衛生的で安全な場所で、思い切り遊べる心地よさを知る。
- ・ 五感で感じながら遊ぼうとする。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・ 仲間といることの喜びや楽しさを感じながらつながりを深める。
- ・ 保育士や友だちと一緒に遊ぶ楽しさを感じ喜んで登園する。
- ・ 友だちのよさに気付き、一緒に活動する楽しさを知る。
- (Ⅱ期)・ 自己を十分に発揮したり、他者と協調して生活したりすることを楽しむ
- ・ 自ら挨拶をすることでコミュニケーション能力をつける。
- ・ 生活や遊びの中で、決まりやルールの大切さに気付く。
- ・ 友だちと楽しく活動するためにルールや約束を守ろうとする。
- ・ 友だちと関わる中で相手の気持ちに気付いていく。
- 教育—環境(Ⅰ期)・ 自然等の身近な環境への関わり方や遊び方を体験していく。
- ・ 様々なものの特性を知り、そのものの材質に興味を持つ。
- ・ 身の回りのことを自分でやろうとする。
- (Ⅱ期)・ 目的を持って行動し、造る・描く・試すことで想像力を豊かにしていく
- ・ 園外保育等、いつもと違う場所に関心を持ち、その中で遊び方や楽しみ方を見つける。
- 教育—言語(Ⅰ期)・ 自分の名前や文字に興味を持つ。
- ・ 友だち同士、言葉で伝え合いながら、遊びの状況を共に理解しようとする。
- (Ⅱ期)・ 絵本や物語に興味を持ち、イメージを広げたり、興味を持った文字を探し、読んでみようとする。
- ・ 「ごめんなさい」「ありがとう」が言えるようにする。
- ・ 会話を通し、友だちといることの楽しさを感じるようになり、つながりを深める。
- 教育—表現(Ⅰ期)・ 生活の中で様々な音・色・形・手触り・動き・味・香り等に気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ・ 友だちとイメージを言葉にして共有し、一緒に表現することを楽しむ。
- (Ⅱ期)・ 歌詞に興味を持ったり、リズム打ちを楽しみ、音楽やリズムに合わせてたりしようとする。
- ・ イメージや意思、目的を持って表現する。
- ・ 友だちと一緒に音色を味わったり、リズム楽器で演奏したりする楽しさを知る。
- ・ 感じたこと、考えたことを音や動き、描画や製作で表現する。

カ 5歳児(ぞう組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・ 生活習慣を再確認し、健康な生活を送る為に必要な習慣を身に付けられるようにする。
- ・ 適度の運動と休息をとることの必要性を知らせ、健康に過ごせるようにする。
- (Ⅱ期)・ 健康診断等を通し、病気や事故防止等の認識を深められるようにする。
- ・ 基本的な生活習慣が身に付き、自分でできたことに自信や満足感を持てるようにする。

- 養護—情緒(Ⅰ期)・保育士との関わりの中で信頼関係を築き、自分の気持ちを伝え、安心して過ごせるようにする。
- ・生活リズムを整えることの大切さを理解できるようにする。
- (Ⅱ期)・保育士に認められたり褒められたりする中で、自分に自信を持って生活できるようにする。
- ・安定した生活リズムの中で、ゆったりと安心して過ごせるようにする。
- 教育—健康(Ⅰ期)・保育士や友だちとの関わりを楽しみながら、戸外でのびのびと遊ぶ。
- ・自分の体に関心を持ち、健康な生活を送る為に必要なリズムを身に付ける。
- (Ⅱ期)・病気の予防に関心を持ち、手洗いうがいをしたりして健康な生活習慣を身に付ける。
- ・寒暖を感じ、衣服の調節を行う。
 - ・寒さに負けずに体を動かし、色々な運動遊びに取り組む。
 - ・就学することに期待を持ち、早寝早起きの生活リズムを身に付ける。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・グループの活動を行う中で、遊びを工夫したり計画を立てたりして、友達とのつながりを深める。
- (Ⅱ期)・みんなで協力し、一つの目標に向かってがんばる大切さや素晴らしさを知る。
- ・集団生活の中で自己主張をしたり相手の意見を取り入れたりしながら、協力しあう。
- 教育—環境(Ⅰ期)・小動物を飼育したり、野菜を栽培していく中で生命力、命の尊さを認識する。
- ・身の回りの事象や季節の変化に気付き、感性を豊かにする。
- (Ⅱ期)・身近な自然の美しさを感じたり、自然物を使って、様々な遊びを楽しむ
- ・自分たちの生活の場を、みんなで協力し合って、使いやすく整えたり飾ったりする。
- 教育—言語(Ⅰ期)・保育士や友だちの話をよく聞いて、内容を理解したり、自分の気持ちを伝えようとしたりする。
- ・自分の経験や思い、考えを自分の言葉で話し、伝えていく。
- (Ⅱ期)・言葉や文字、記号等に関心を持ち、自分の思いを伝える手段として取り入れていく。
- ・文字に興味を持ち、言葉で遊びを楽しんだり、文字を書く楽しさを知る。
- 教育—表現(Ⅰ期)・水・砂・泥等の様々な素材に触れて遊びを展開していく。
- (Ⅱ期)・歌を歌ったり、楽器を使ったりしてリズムの変化を楽しむ。
- ・絵本・物語に親しみ、想像力を豊かにする。
 - ・生活の中で感じたこと、考えたこと等を自由に表現する。

(2) モンテッソーリ教育の導入について

各クラスにおいて子どもの育ちに応じた教材(「モンテッソーリ教育0～3歳までの育ちと手助け」江口裕子著参照)やモンテッソーリ教育の分野(日常生活の練習、感覚教育、言語教育、算数教育、文化教育)の系統図(「モンテッソーリ教育理論と実践1巻～5巻の各教具・教材カリキュラム」(系統図)参照)に基づきモンテッソーリ教育を実施しているところである。本園では、モンテッソーリ教育進捗表(資料7)を作成し、子どもたち一人一人の進捗状況を確認しながら0歳から5歳までの課程を系統立てて活動している。これらの活動も保育課程にすべて組み込まれている。

しかし、1歳児クラス(ひよこ組)、2歳児クラス(ぱんだ組)は、モンテッソーリ教育を行う際の環境設定についてしか記載していないので、クラスを構成する子どもの年齢に見合った具体的な活動内容を記載した方がよいと思う。

(3) 「聖書教育」について

朝の会、帰りの会、食前、毎週の礼拝等で、0歳から5歳まで繰り返し、祈ること、賛美歌を歌うこと、神様のお話を聞くことにより、万物の創造者がどなたであるかを伝え、神様と人とを愛する子どもに成長していくように保育課程に、各クラスを構成する子どもの年齢に見合った活動が組み込まれている。

(4) 「運動(体育)」について

主に「柳沢運動プログラム」「リズム体操」を中心に、各クラスを構成する子どもの年齢に見合った活動を実践して運動能力の向上に努めているところである。

柳沢運動プログラムでは、マット運動(ゆりかご → 側転)、跳躍運動(うさぎ跳び → リズミカルにジャンプ)、支持運動(犬歩き → アザラシ歩き)、懸垂運動(よじ登り → 渡り棒)、縄跳び(縄に慣れる → 短縄跳び)、跳び箱(跳び下り → 開脚跳び越し)、鉄棒(跳びあがり → 逆上がり)ができるように、リズム体操では、『どんぐりころころ』で足の親指で床をけるから始まり、『毛虫』で3人組、あるいは8人組のリズム遊び」ができるようプログラムが構成されているが、これらはいずれも保育課程に組み込まれている。

しかし、1歳児クラス(ひよこ組)と2歳児クラス(ぱんだ組)は具体的な内容、例えば、「重い物を持って運ぶ」「三輪車をこぐ」などを記載するとよかったと思う。また、リズム体操の内容をも記載するとよかったと思う。

(5) 「食育」について

健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として以下のことを保育課程に組み入れ、各クラスを構成する子どもの年齢に見合った食育を行っている。

- ・ミルク→離乳食→普通食へのスムーズな移行
- ・自分で食べることへの意欲を持たせる
- ・スプーンや箸、食器の正しい持ち方
- ・作物の栽培により食に対する関心を高める
- ・クッキングをすることにより食に対する関心を高める
- ・よくかんで食べる習慣をつける
- ・楽しく食べる
- ・食事のマナーを身に付ける
- ・食べ物と身体(健康)の関係を知り、食べようとする意欲を持つ

8 保育課程自己評価

2011年度より、園長職に就いて、いくつかの点で改定を行ってきた。その主なものをまとめてみると次のとおりである。

● 3歳以上児の個別保育計画 (33頁参照)

本年10月までは、この資料に記載してあるように、保育者が記入した「保育者の思い」「援助と配慮」を保護者が見て、保護者が「〇〇ちゃんへの願い事」「お家でのエピソード・保育園への願い」を記入していた。つまり、個別保育計画作成の順序が、保育者→保護者であった。しかし、この形では、保護者の思いを知る前に、保育者が目標を記入してしまうことから、保護者の子どもに対する思いを反映する目標を、保育者が作成することができない。また、保育者から保護者への子どもの見かたに対する助言やコメントも、1月遅れで読んでもらうことになる。そしてなにより、この流れは、保育園主体での子育てになり、本園が保育理念に掲げ行なっている「育児に関わる親」への支援の形の間違った形であると思った。そこで、以下のように変更した。個別保育計画のフォームはそのまま、作成の順序を変えたのである。まず保護者が「〇〇ちゃんへの願い事」「お家でのエピソード・保育園への願い」を記入し、それを保育者が読んで、親の思いを汲んだ「保育者の思い」「援助と配慮」を記入するのである。つまり、保護者→保育者という順序で個別計画を作成することとした。保護者へは、こうすることで、子育ての主人公を親に返すのだ、と説明した。

本園では、かねがね、子育ては親の責任、親が主人公であるという認識を持ち、ともすれば保育園任せ、責任逃れになりがちな保護者に対して、その責任と権利を認識させていきたいと考えていた。この個別保育計画も、保護者の考えを保育に反映するために取り入れたものである。しかし、実施してみると、保護者の中には、計画書に記入しないもの、計画書自体を紛失してしまうものがいた。また、本園では、子どもの自律心を育てるために、子どもが自分で着替えられるものを着せてほしいと、常日頃から保護者にも話しているが、子どもに自分では着脱困難な服を着せてきて「やってちょうだい」と保育者に話せるように指導してほしい、というような、保育園の方針とは異なった要求をしてくる保護者もいた。そのような保護者に対して、今一度、子育ての責任と権利を思い起こさせる契機になればいいなと願う。

● 保護者支援への取り組み (35頁参照)

かつては「保護者支援」の名の下に、保育園が保護者の要望をひたすら全て受け入れるというようなことがあった。しかし、それは、保護者の子育てに対する権利と責任を、保育園が代行、搾取してしまうことにつながる。何よりも、保護者と一緒に過ごすことを望んでいる子どもの「最善の利益」

を奪うことになる。それは、間違った保護者支援であると考え。ハレルヤ保育園が考える保護者支援とは、保護者が、子育てに喜びを見出す援助であり、保育園が、子育ての喜びも困難さも分かち合うことが出来る、保護者の「隣人」となることである。2011年度の保育活動の取り組みの中で、「保護者も誉めて伸ばす」という活動を実施したクラスがあった（2歳児クラス）。その中で、保護者の中には、子育てのことを他人になかなか相談できない人もいる、子育てについて相談できる人が身近にいない保護者がいる、ということが分かった。また、「お母さんも頑張っていますね！」というような子育てを誉められる、という経験をしている人が少ないことも分かった。そんな保護者の子育てを誉めたり、見守っていると、保護者は、保育者に誉められたことで喜んだり、子育てにやる気を起こしてくれたようだ。これこそ、真の子育て支援といえるだろう。

● 保育日誌の書き方

今年度、変更したことの中に、保育日誌のフォームがある。ハレルヤ保育園では、保育者に「子どもの見かた」の能力の向上を求めている。それを「保育日誌を記入する」という活動の中で、培うことが出来れば、と以前から考えていた。そこで、今回「保育の質を高めるための取り組みの具体的提案」（益社団法人全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構）の中の「〈提案1〉日誌を活用した方法」を参考に、フォームの変更を行った（資料6参照）。これによって、保育者達は、今までよりも、子どもの姿、子どもの行動の意味を考え、そのために更に子どもを観察するようになってきていると思う。出来事を羅列するだけの保育日誌では、その出来事が起こった理由、それに関わる子どもの思い、などを保育者が考察する機会を失ってしまう。本園が取り入れている、モンテッソーリ教育においても、子どもに関わる大人が「子どもを観察すること」の大切さは、何度も強調されている。本園は、保育者の第1の資質として、この「子どもを観察する能力」を挙げたいと思う。

● 「こどものいいところ発見ノート」の作成

本園では「神と人を愛する自立した子どもを育て」ることを保育理念に掲げている。また聖書には、「あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ」という御言葉がある。人間は、まず自分を愛し、その愛で他の人をも愛せるのである。しかし、こんなデータがある。日本人は、「自分にいいところがある」と思う人が少ないというのである。そこで本園では、涌津保育園の実践研究（平成23年度岩手県保育研究発表会発表資料55頁）を参考に、「こどものいいところ発見ノート」を作成し、全職員が全園児の「いいところ」「素敵だと思ったところ」を記入し、共通理解を行い、何度でもその子を誉める、という活動を行うことにした。本園は、小規模園なので、今まででも職員間の園児についての話題交換は、スムーズに行っていたが、このノートを作ったことで、更に多くの職員が、子どもに関わりを持つことができ、子ども達も何度も誉められることで、自信感を育てていくことが出来る、と期待している。園便りにも載せて、保護者にも子ども達の姿を知らせた。

● 職員のプレゼンテーション能力の向上のために

保育の仕事は、大きく分けて2つだといえる。子どもに関わることと、大人に関わることである。多くの保育者達は、子どもが好きでこの職業を選択しているのだから、子どもに関わることは、好きだし、得意だろう。しかし、専門職である保育者であるからには、大人に関わることの技術も磨かなければならない。大人に関わることで、保育者の仕事として重要になってくるのが、プレゼンテーション能力であると考え。この能力が無い、もしくは足りなければ、保護者とのコミュニケーションにおいて支障をきたすであろうし、せっかく素晴らしい保育活動を行っても、評価されないかもしれない。また、研修などに参加して、素晴らしい実践を見てきたとしても、他者にプレゼンテーションできないという事は、本人も本当に理解しているとは言えない、と考えたからである。本園でも、職員のプレゼンテーション能力の向上の為に、2011年度、色々な提案を行った。ここで活動と言わないで「提案」としたのは、園長の思いつきで、職員に準備無しで実施してもらったこともあったからである。行った活動は、以下である。

- ・ミーティングで研修報告を行う
- ・ミーティングで保護者対応の実践例を発表する
- ・職員会議後、園内研修としてモンテッソーリ教育の研修を行い、研修担当を有資格者が行った
- ・礼拝に参加する職員が、交代で礼拝の司会、ゲームの企画、リードを行った
- ・職員会議で月の賛美の伴奏を行った

これらの活動を行うことで、職員が自分で発表する機会が増えた。そのため、系統的に考えて、相手に分かるように話す訓練にもなったと思う。それがひいては、子ども達に分かりやすく話す練習にもなる。今後も、どんどん実践例を増やしていきたいと考えている。

◎ 今年度の実践を踏まえて、今後の展望

来年度は、現在も行っている「保育参加」において、もっと親御さんにも保育者として活躍してい

ただこうと、考えている。今の保育参加においては、自分の子どもだけを見る、自分の子どもも見ない（ただ、保育活動をしている場所にいる）という親の姿がある。それでは、せっかく保育園の生活に「参加」してもらっている意味が無い。そこで、親にも先生となってもらって、保育活動をしてもらおうと考えているのである。そして、子どもとの関わり方、子どもの見かたを学んでほしい。

◎ 保育園運営の立場から

この自己点検を作成して、もう一度認識し直したことがある。それは、保育園の役割、保育者の基本姿勢は「子どもの最善の利益を求める」ということである。昨今は、それがたとえ、保護者の考え、姿勢に反するものであっても、という事例が報告されている。保育園が、子どもの代弁者として、保護者に説明していく、という責任を担っているのである。保護者の中には、自分が休みの

日でもかまわず子どもを保育園に預ける人が未だにいる。子どもは、週 6 日出席になる。毎日、長時間保育を行っている子どもは、肉体的にも精神的にも休まる場所が無いだろう。なにより、人間関係の根本となる、母子関係、親子関係がそんなにか細いものでいいのだろうか。保育園が、保護者の要求を全て受けていると、それを助長してしまうことにもなる。本園では、「子育ての権利、責任は親のもの」という考えに基づいて、今年度色々な変革を行ってきた。現場の保育者が保育活動を行うのに少しでも効率化、合理化を図れて入れれば、幸いである。

さて、「保育課程」については、本園では今回の「保育所指導指針」の改定に伴い、本園の保育課程を大きく見直し、よりよいものにしようと努めてきたところである。特に、ゆったりした視点で保育できるようにと、1年の活動時期を「4期」から「2期」へと変更し、保育の内容が新保育所指導指針に整合するように努めてきた。

その結果、保育内容は以前よりも充実したが、まだまだ、0歳児（赤ちゃん組）から2歳児（ぱんだ組）までの保育内容の連続性がわかりづらいなど、保育課程や月間指導計画の書式やその書き方を改善する必要があるように思える。特に、各保育士は当然のこととして保育活動に当たっていることも、「保育課程」には記入されていないことが判明し、保育内容を保護者の方々に正しく理解してもらうためにも「保育課程」の記載内容を十分に吟味する必要性を感じた。

今回の「自己点検自己評価」での改善すべき点は、来年度の保育課程の見直しの際に反映させたいと思う。

（以上）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 03 岩手県	(2)市町村区分 216 滝沢市	(3)所轄庁区分 03216	(4)法人番号 1400005002842	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 プレイザロード					
(8)主たる事務所の住所 岩手県 滝沢市 葉の木沢山555番地5					
(9)主たる事務所の電話番号 019-688-6773	(10)主たる事務所のFAX番号 019-688-6773	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://www.hareho.com/	(14)法人のEメール chjesug@hotmail.com				
(15)法人の設立認可年月日 平成20年3月26日	(16)法人の設立登記年月日 平成20年4月1日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 4名	(2)評議員の現員 4	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(円) 0		
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
川田 利知子 学校教諭	H29.4.1 ~ H35.6	2 無	2 無	0
樽見 美和子 無職	H29.4.1 ~ H35.6	2 無	2 無	0
山口 聡 代表取締役	H29.4.1 ~ H35.6	2 無	2 無	0
吉村 哲 大学准教授	H29.4.1 ~ H35.6	2 無	2 無	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名	(2)理事の現員 5	(3-12)理事全員の報酬等の総額(円) 0	2 特例無			
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
森田 友明	1 理事長(会長等含む) H28.4.1 ~ H29.6	平成28年4月1日	2 非常勤		医師	2 無
大澤 英夫	3 その他理事 H28.4.1 ~ H29.6		2 非常勤		税理士・行政書士	2 無
北村 富美代	3 その他理事 H28.4.1 ~ H29.6		2 非常勤		幼稚園主任	2 無
佐藤 研司	3 その他理事 H28.4.1 ~ H29.6		2 非常勤		無職	2 無
森田 恵	3 その他理事 H28.4.1 ~ H29.6		2 非常勤		保育園園長	2 無
			3 施設の管理者			3 職員給与のみ支給

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(円) 0	
(3-1)監事の氏名	(3-2)監事の職業	(3-2)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	
佐々木 繁	社会福祉法人職員 H28.4.1 ~ H29.6	2 無	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)
花松 行雄	無職 H28.4.1 ~ H29.6	2 無	6 財務管理に識見を有する者(その他)

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	常勤専従者の実数	1	②常勤兼務者の実数	0	非常勤者の実数	0
			常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数	常勤専従者の実数	16	②常勤兼務者の実数	0	非常勤者の実数	8
			常勤換算数	0.0	常勤換算数	4.0

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
(4)うち開催を省略した回数	0	

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数	(3)理事会ごとの決議事項
平成28年5月20日	理事 6 監事 1	1 社会福祉法人プレイザロード定款の一部改正について 2 給与改定及び職員給与規則の一部を改正する規則の制定について 3 2015年度事業報告について 4 2015年度決算について 5 監事監査結果について 6 2016年度第1次補正予算について
平成28年11月18日	6 2	1 社会福祉法人プレイザロード定款の一部改正について 2 2016年度第2次補正予算について 3 保育園移転計画及び設計管理委託選考について 4 2017年度事業計画の方針について

平成29年2月17日	6	2	1 給与改定及び職員給与規則等の一部を改正する規則の制定について 3 評議員選任・解任委員の選任について 5 2016年度第3次補正予算について 7 2017年度予算案について 9 保育園移転後旧建物の譲渡について	2 ハレハレ保育園移転新築実施設計・工事管理業務入札結果について 4 評議員選任候補者について 6 2017年度事業計画について 8 保育園新築移転工事の業者選考について
------------	---	---	---	--

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	佐々木 繁 花松 行雄
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無し 無し

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

-1拠点区分コード分類	-2拠点区分名称	-3事業類型コード分類	-4実施事業名称				②事業所の名称						
		事業所の所在地							事業所の土地の保有状況	事業所の建物の保有状況	事業所単位での事業開始年月日	事業所単位での定員	年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ	延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ)	修繕費合計額(円)				
001	ハレハレ保育園拠点	02091201	保育所	岩手県 滝沢市 葉の木沢山5 5 5 番地 5				2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成28年4月1日	60	800	
		ア 建設費	平成7年5月1日	0	0	47,558,202	47,558,202		378,430				
		イ 大規模修繕	平成13年7月2日	平成17年2月25日	平成18年10月2日	平成20年4月1日			42,972,651				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

-1拠点区分コード分類	-2拠点区分名称	-3事業類型コード分類	-4実施事業名称				②事業所の名称						
		事業所の所在地							事業所の土地の保有状況	事業所の建物の保有状況	事業所単位での事業開始年月日	事業所単位での定員	年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ	延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ)	修繕費合計額(円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

-1拠点区分コード分類	-2拠点区分名称	-3事業類型コード分類	-4実施事業名称				②事業所の名称						
		事業所の所在地							事業所の土地の保有状況	事業所の建物の保有状況	事業所単位での事業開始年月日	事業所単位での定員	年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ	延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ)	修繕費合計額(円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--	--	--

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

取組類型コード分類	②取組の名称	取組の実施場所(区域)
	取組内容	

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1)社会福祉充実残額の総額(円)	0
(2)社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
地域公益事業(円)	0
公益事業(円)	0
合計額(+ +)(円)	0
(3)社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
地域公益事業(円)	0
公益事業(円)	0
合計額(+ +)(円)	0
(4)社会福祉充実計画の実施期間	~

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組 任意事項の公表の有無 ②事業報告	1有
--	----

①財産目録	1 有
②事業計画書	1 有
③第三者評価結果	3 該当なし
④苦情処理結果	1 有
⑤監事監査結果	1 有
⑥附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
事業運営に係る公費（円）	0
②施設・設備に係る公費（円）	0
国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	大沢会計&人事コンサルティング
業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
費用〔年額〕（円）	855,360
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）	
社会福祉施設職員等退職手当共済制度（独）福祉医療機構）に加入	1 有
中小企業退職金共済制度（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
その他の退職手当制度に加入（具体的に：）	
法人独自で退職手当制度を整備	2 無
退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無